

政治資金規正法の一部を改正する法律案要綱

第一 政治団体の目的又は政治活動に関連する支出以外の支出の禁止

一 政治団体は、その目的に関連する支出又は当該政治団体若しくは当該政治団体以外の者の政治活動（選挙運動を含む。）に関連する支出（公職にある者としての活動に関連する支出を含む。）以外の支出をしてはならないものとする。

二 政治資金適正化委員会は、一に違反しない支出についての具体的な指針を定め、これを公表するものとする。

（第八条の二の二関係）

第二 施行期日、政治団体がした支出について調査及び公表を行う組織の整備に関する検討等

一 この法律は、令和四年一月一日から施行すること。ただし、二は、公布の日から施行すること。

（附則第一条関係）

二 国は、政治団体による政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われることに資するため、速やかに、政治団体がした支出のうち第一の一に違反すると疑われるものについて、その具体的な状況等に関

し公正な立場において調査を行い、その結果の公表を行う組織の整備について検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする事。 (附則第三条関係)

三 その他所要の規定の整備を行う事。